

宇部市告示第 102 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定に基づき、使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年4月28日

宇部市長 篠崎 圭二

- 1 委託業務  
火葬場使用料の徴収業務
- 2 受託者  
兵庫県西宮市六湛寺町9番16号  
日本管財株式会社  
代表取締役社長 福田 慎太郎
- 3 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで